

電力・ガス・食料品等価格高騰**重点支援給付金（10万円/1世帯）のご案内****給付金の支給額** 1世帯あたり**10万円****基準日** 令和5年12月1日(この時点で志木市に住民登録のある世帯)**対象世帯（令和5年度の世帯課税状況）**

住民税課税者からの扶養を受けている世帯を除いた、以下の世帯

◆ **世帯全員が住民税均等割のみ課税(住民税所得割が非課税)*の世帯**

*（市民税3,500円+県民税1,500円/年の納税額）

◆ **住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者からなる世帯****上記のいずれかに該当する世帯は、申請書の提出が必要です。****提出書類****①申請書****②身分証明書の写し**マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き → 1点健康保険証、介護保険証等の顔写真なし → 2点**③世帯主名義の口座の写し**通帳の見開き面、キャッシュカード、インターネットバンキング照会画面等 → 1点

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる箇所

【申請書配布先】

共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、総合福祉センター、高齢者あんしん相談センターなどで配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ：志木市住民税非課税世帯等臨時特別給付金室

受付時間：平日8:30~17:00（3月31日まで）

住所：志木市中宗岡1-1-1 志木市役所

電話：048-260-6282 FAX：048-471-7092

E-mail：cj-r3-kyufukin@city.shiki.lg.jp



志木市ホームページ

4月1日以降は共生社会推進課

平日8:30~17:15 電話：048-456-5364

**提出期限>>>>****令和6年****5月31日(金)****【当日消印有効】**